

報告第 2 号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第12号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和7年9月21日 午後4時50分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 救急出動した際、上記日時場所において、多点杖を倒し、相手方が所有する家屋の玄関引き戸のガラスを破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、16,500円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和7年10月28日

富津市長 高 橋 恭 市